

茨木市青少年健全育成キャラクター「ほっとけん！」の使用に関する要綱

(目的)

第1 この要綱は、茨木市青少年健全育成キャラクター「ほっとけん！」（以下「キャラクター」という。）の使用の承認等について必要な事項を定めることにより、キャラクターの適切な活用を図り、青少年の健全育成に取り組む気運の醸成に資することを目的とする。

(キャラクターの図柄)

第2 キャラクターの図柄は、基本デザイン（別図）及び教育委員会が別に定めるその展開デザインのとおりとする。

(キャラクターに関する権利)

第3 キャラクターに関する一切の権利は、教育委員会に帰属するものとする。

(キャラクターの使用承認)

第4 キャラクターを使用しようとするものは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

2 教育委員会は、キャラクターの使用（以下「使用」という。）について、必要な条件を付けることができる。

(使用の申請)

第5 第4第1項に規定する教育委員会の承認を受けようとするもの（第2号及び第7において「申請者」という。）は、「ほっとけん！」使用承認申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに教育委員会に申請しなければならない。

(1) 使用及び使用形態に係る企画書

(2) 申請者の概要が分かる書類

2 前項の規定による申請は、月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く。）の午前8時45分から午後5時15分までの間教育総務部社会教育振興課において受け付けるものとする。

(使用の承認の基準)

第6 教育委員会は、第5の規定による申請があったときは、その内容を審査し、青少年の健全育成に取り組む気運の醸成に資すると認めたものについて、使用を承認する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を承認しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 政治的目的又は宗教的目的を有すると認められるとき。

(3) 営利目的であると認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が不相当と認めるとき。

(使用の承認等の通知)

第7 教育委員会は、使用を承認することが適当であると認めたときは、「ほっとけん！」使用承認通知書（様式第2号）により申請者に対し通知する。

2 教育委員会は、使用を承認することが適当でないとしたときは、「ほっとけん！」使用不承認通知書（様式第3号）により申請者に対し通知する。

（使用者の順守事項）

第8 使用の承認を受けたもの（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を順守しなければならない。

(1) キャラクターのイメージを損なうような使用をしないこと。

(2) 承認を受けた使用の範囲を逸脱しないこと。

(3) 教育委員会が別に定める茨木市青少年健全育成キャラクター「ほっとけん！」使用マニュアルに従って、適正にキャラクターを使用すること。

(4) キャラクターを独占的に自己のものとして、商標や意匠に使用しないこと。

（使用の承認の変更）

第9 使用者は、第6の規定により承認を受けた内容を変更しようとするときは、第5に準じて「ほっとけん！」使用変更承認申請書（様式第4号）を提出して教育委員会の承認を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の使用者に対し、第6に準じて、変更を承認することが適当であると認めたときは「ほっとけん！」使用変更承認通知書（様式第5号）により通知し、変更を承認することが不相当であると認めたときは「ほっとけん！」使用変更不承認通知書（様式第6号）により通知する。

（使用の承認の取消し）

第10 教育委員会は、使用者が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消すことができる。この場合において、教育委員会は、「ほっとけん！」使用承認取消通知書（様式第7号）により使用者に対し通知する。

(1) 第4第2項の規定により教育委員会が付した条件に違反したとき。

(2) 第5又は第9第1項に規定する申請の内容に虚偽があったとき。

(3) 第8の規定に違反することとなったとき。

2 前項の規定により使用の承認を取り消されたものは、当該使用の承認に係る物件（次項及び第4項において「使用物件」という。）をいかなる場合であっても、使用することができない。

3 教育委員会は、使用の承認を取り消されたものに対して、使用物件の回収を求めることができる。

4 前項に規定する使用物件の回収に要する費用のほか、使用の承認の取消しに伴い発生する費用の一切は、当該使用の承認を取り消されたものが負担するものとする。

（損害賠償）

第11 第10第1項各号のいずれかに該当したものは、これにより市長に生じさせた損害を賠償しなければならない。

（その他）

第12 この要綱に定めるもののほか、使用について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市青少年健全育成キャラクター「ほっとけん！」の使用に関する要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

様式第1号（第5関係）

年 月 日

（申請先）茨木市教育委員会

住 所

氏 名

（団体名及び代表者名）

「ほっとけん！」使用承認申請書

茨木市青少年健全育成キャラクター「ほっとけん！」を使用したいので、次のとおり申請します。

- 1 使 用 目 的
- 2 使 用 物 件（品目など具体的に）
- 3 使 用 期 間
- 4 使 用 数 量
- 5 担当者名及び連絡先
- 6 添 付 書 類
 - (1) キャラクターの使用及び使用形態に係る企画書
 - (2) 申請者の概要が分かる書類

様式第2号（第7関係）

茨 第 号
年 月 日

様

茨木市教育委員会

「ほっとけん！」使用承認通知書

年 月 日付けで申請がありました茨木市青少年健全育成キャラクター「ほっとけん！」の使用については、次のとおり承認します。

- 1 使用目的
- 2 使用物件
- 3 使用数量
- 4 使用条件

様式第3号（第7関係）

茨 第 号
年 月 日

様

茨木市教育委員会

「ほっとけん！」使用不承認通知書

年 月 日付けで申請がありました茨木市青少年健全育成キャラクター「ほっとけん！」の使用については、次の理由により承認できません。

理 由

様式第4号（第9関係）

年 月 日

（申請先）茨木市教育委員会

住 所
氏 名
（団体名及び代表者名）

「ほっとけん！」使用変更承認申請書

茨木市青少年健全育成キャラクター「ほっとけん！」の使用について次のとおり変更したいので申請します。

1 変更する事項

2 変更内容

変更前

変更後

3 変更理由

様式第5号（第9関係）

茨 第 号
年 月 日

様

茨木市教育委員会

「ほっとけん！」使用変更承認通知書

年 月 日付けで変更申請がありました茨木市青少年健全育成キャラクター「ほっとけん！」の使用の変更については、次のとおり承認します。

1 変更する事項

2 変更内容

変更前

変更後

3 変更理由

様式第6号（第9関係）

茨 第 号
年 月 日

様

茨木市教育委員会

「ほっとけん！」使用変更不承認通知書

年 月 日付けで変更申請がありました茨木市青少年健全育成キャラクター「ほっとけん！」の使用については、次の理由により承認できません。

理 由

様式第7号（第10関係）

茨 第 号
年 月 日

様

茨木市教育委員会

「ほっとけん！」使用承認取消通知書

年 月 日付け茨 第 号で承認した、茨木市青少年健全育成キャラクター「ほっとけん！」の使用については、次のとおり承認を取り消します。

1 理 由

2 承認時の記載内容

(1) 使用目的

(2) 使用物件

(3) 使用数量

(4) 使用条件